

第3回 嬉野市下水道審議会

下水道課

令和8年7月29日（水）

前回までのふりかえり

第1回下水道審議会

下水道事業経営状況と市営浄化槽事業の今後の検討

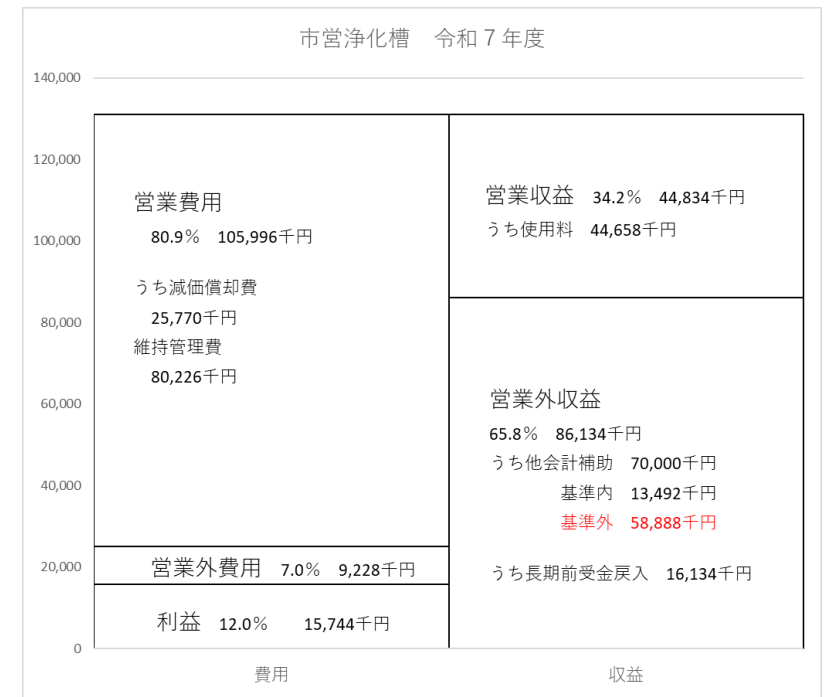
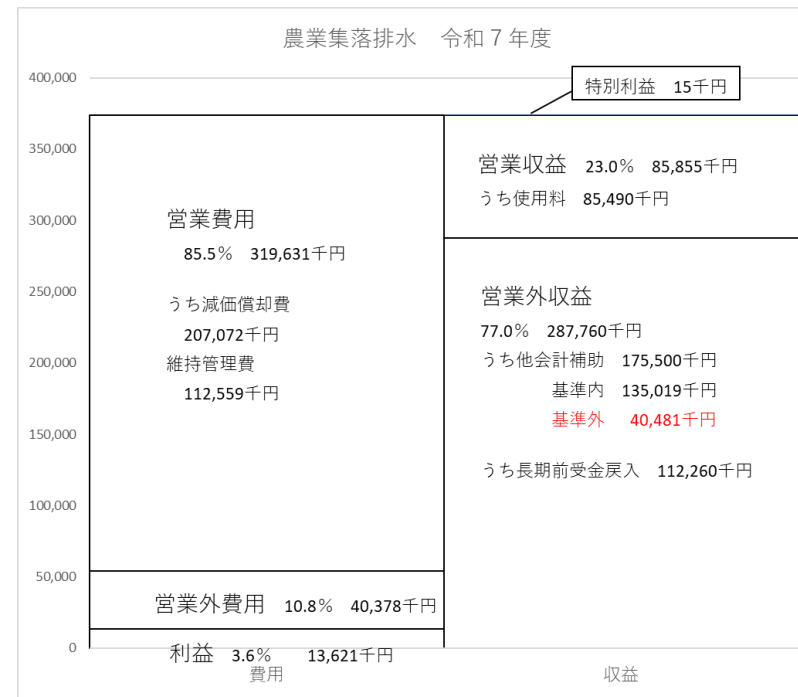
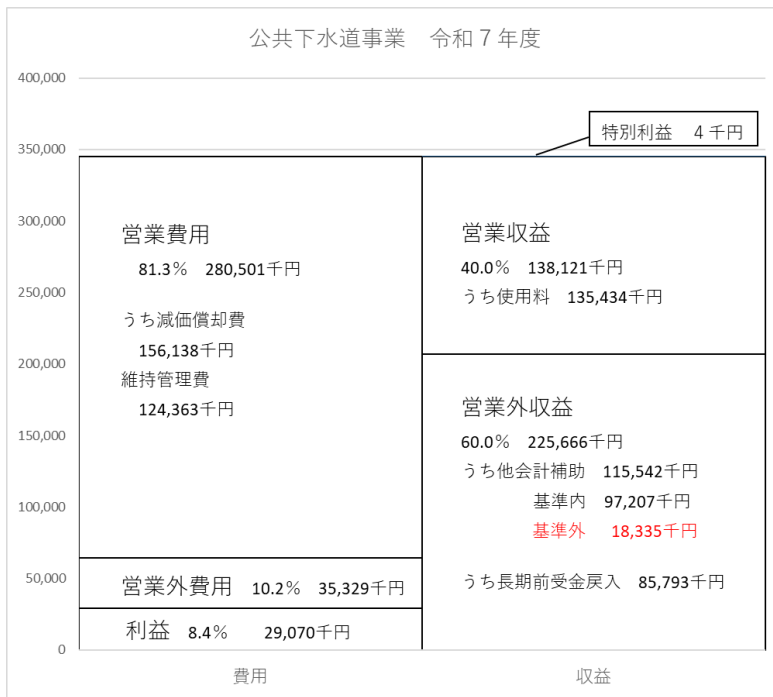
第2回下水道審議会

市営浄化槽事業の経営改善策について検討

- ・整備計画の見直し（市町村設置から個人設置浄化槽への補助金へ切替）
- ・帰属浄化槽の受入れの廃止
- ・個人浄化槽への無償譲渡

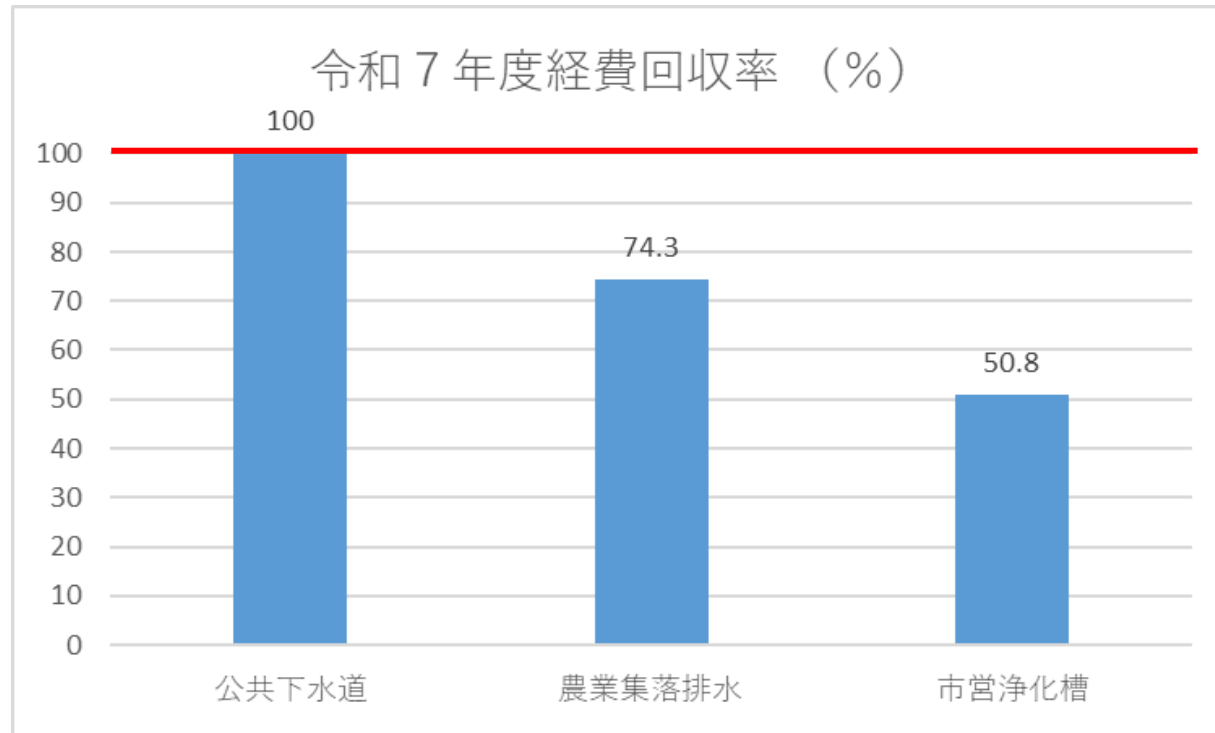
①3事業の経営状況（損益計算書）

～1年間の収入と支出～



※基準外繰入金とは、使用料収入だけでは必要な経費を賄えないため、不足分を一般会計から補っている繰入金のこと。

②経費回収率からみる経営状況



経費回収率とは・・・

使用料で維持管理費をどれだけ賄えているかを示す指標。100%以上で維持管理費を使用料で賄えている状態です。

市営浄化槽事業は50.8%と最も低く、使用料だけでは維持管理費を十分に賄えていない。

③市営浄化槽事業における課題

課題①維持管理費の特性

- ・保守点検・清掃・法定検査など、使用水量に関わらず一定の維持管理費が発生する。

課題②現行料金体系

- ・使用水量に応じた料金体系のため、維持管理費の特性を十分に反映できていない。

課題③経費回収率の低さ

- ・使用料収入だけでは維持管理費を十分に賄えない。
公共下水道事業・農業集落排水事業よりも経費回収率が低い。

④料金体系のあり方について

現行 水道使用水量に応じた料金体系

【メリット】

- ・ 使用水量に応じた負担
- ・ 公共下水道事業・農業集落排水事業との料金体系との整合性を確保

【課題】

- ・ 浄化槽の維持管理費は、使用水量に関わらず一定程度発生する
- ・ 浄化槽の規模と料金負担が一致しない場合がある
- ・ 個人設置浄化槽利用者との維持管理費の負担の公平性

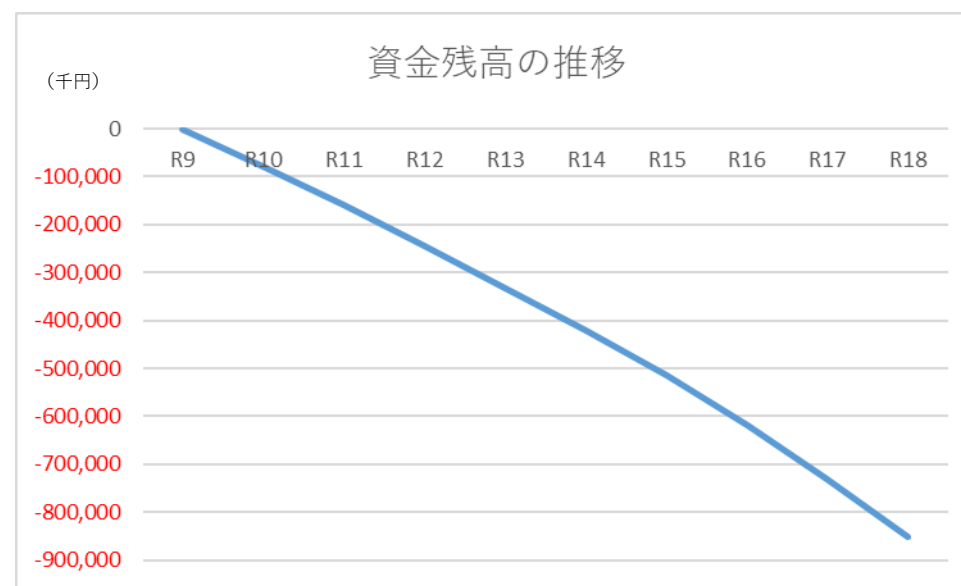
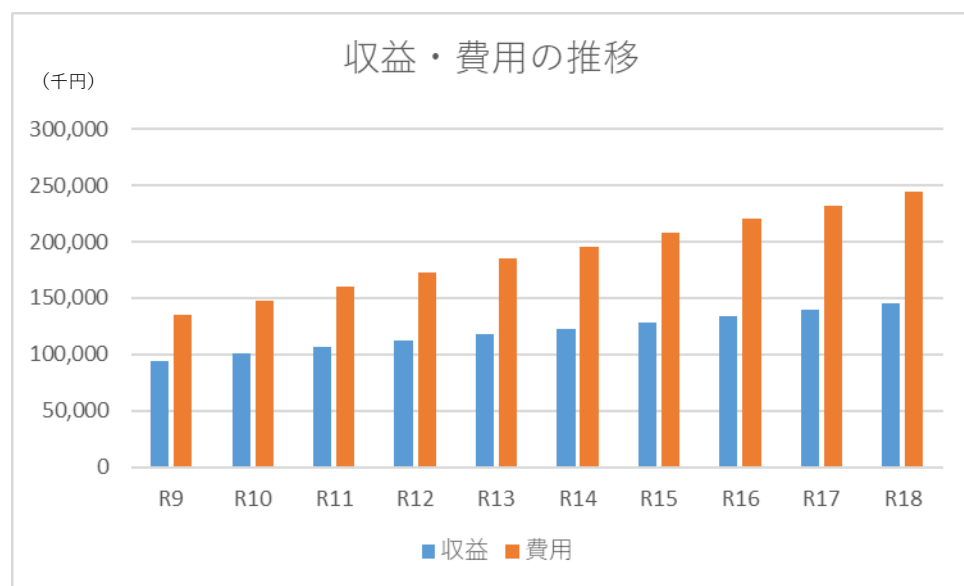


見直し案 人槽体系

考え方

- ・ 浄化槽の規模（人槽）に応じた料金体系
- ・ 維持管理に必要な費用を踏まえた負担
- ・ 個人設置浄化槽との負担バランスを考慮

⑤今後10年間の収支計画



市営浄化槽の整備により接続人口は増えるものの、人口減少に伴い使用料収入の大幅な増加は見込めない一方、浄化槽の維持管理や整備に伴う費用負担が継続することから、基準外繰入金を見込まない場合、収支不足及び資金残高の減少が見込まれる。

⑥総括原価の算定（令和9年度～令和13年度）

※新規整備あり 総括原価の算定（浄化槽事業）

●総括原価の内訳 ※収支計画数値より

（単位：円）

費用		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
営業費用	維持管理費						
	管きよ費	0	0	0	0	0	0
	処理場費	87,085,658	95,434,458	103,783,258	112,132,058	120,480,858	518,916,290
	総係費	12,055,733	12,541,708	13,027,683	13,513,658	13,999,633	65,138,415
	その他費用	0	0	0	0	0	0
	減価償却費	30,666,631	33,261,496	35,868,316	38,487,090	41,117,819	179,401,352
	資産減耗費	0	0	0	0	0	0
合計(A)		129,808,022	141,237,662	152,679,257	164,132,806	175,598,310	763,456,057
資本費用	支払利息	5,593,038	6,796,230	7,905,933	8,970,486	9,989,211	39,254,898
	資産維持費	0	0	0	0	0	0
	合計(B)	5,593,038	6,796,230	7,905,933	8,970,486	9,989,211	39,254,898
控除項目(C)		45,547,947	49,076,009	52,521,884	56,042,847	58,795,861	261,984,548
総計(A)+(B)-(C)		89,853,113	98,957,883	108,063,306	117,060,445	126,791,660	540,726,407
							108,145,281

※控除項目は、基準内繰入金と国庫補助金（収益的収入分）、長期前受金戻入としています。

①総括原価（5年間）

総括原価（年平均）

下水道使用料	48,470,380	51,285,197	54,001,994	56,620,211	59,156,062	269,533,845	②使用料合計（5年間）
令和7年度比	109%	115%	121%	127%	132%	271,192,562	①-②料金不足額（5年間）
						年不足額	54,238,512
						値上げ率	200.62%

※国が示す使用料算定期間は、3年～5年程度に設定

⑦使用料算定の考え方

総括原価に基づく改定率

基準外繰入金を見込まない場合

総括原価（5年間） 540,726千円

現行使用料収入（5年間） 269,534千円

不足額（5年間） 271,192千円

必要な改定率 200.62%



- ・利用者負担を考慮し経費回収率80%を目標として検討
- ・水道使用水量体系から人槽体系へ見直し

⑧今後の進め方

→ 今回

- ・ 人槽体系への見直し
- ・ 使用料算定の考え方

→ 次回

- ・ 人槽別使用料（算定案）
- ・ 現行使用料との比較
- ・ 経費回収率の改善効果